

被 処 分 者	認 定 証 番 号	三重県公安委員会 第 184 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	MK代行
	主たる営業所が所在する市区町村	鈴鹿市
処 分 年 月 日	令和6年8月2日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	被処分者は、令和5年6月1日に、損害賠償責任共済を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届を行わなかったもの。	
根 拠 法 令	法第22条第1項	
処分を行った公安委員会	三重県公安委員会	